

報道関係各位	発信年月日	令和4年11月17日			
担当部課名	担当課長名	担当者職氏名		連絡先電話番号	
教育委員会 社会教育課	船林 康則	文化財係長 安藤 知恵		(0836) 82-1203	
件名	市内在住の個人所有「絹本著色雪舟等楊像」が国の重要文化財（絵画）に指定へ（国文化審議会の答申）				
内 容					
<p>11月18日（金）に開催される国の文化審議会（会長：佐藤^{さとうまこと}信）において、文部科学大臣に対し、市内在住の個人所有「絹本著色雪舟等楊像」を国の重要文化財（絵画）に指定するよう答申される予定です。</p> <p>また答申後は、官報告示を経て正式な指定となり、指定が行われたら本市の国指定重要文化財（絵画）は、初めてとなります。</p> <p>この絵画は、個人から山口県立美術館に寄託されていますが、現在は文化庁に貸出中です。来年度に県内でのお披露目として山口県立美術館で展示される予定です。</p> <p><u>なお、報道解禁は令和4年11月18日（金）17時です。ご注意ください。</u></p> <p>* 写真データの提供を希望される場合は、社会教育課までご連絡ください。</p> <p>本件に関する所有者情報は開示できません。</p>					

報道関係各位	発信年月日	令和4年11月17日	送付枚数 (本紙含む)	2/3枚
担当部課名	担当課長名	担当者職氏名	連絡先電話番号	
教育委員会 社会教育課	船林 康則	文化財係長 安藤 知恵	(0836) 82-1203	
件名	市内在住の個人所有「絹本著色雪舟等楊像」が国の重要文化財（絵画）に指定へ（国文化審議会の答申）			
内 容				
<p>1. 指定内容</p> <p>【名称】 <small>けんぼんちゃくしよくせつしゅうとうようぞう うんこくとうよ</small> 絹本著色雪舟等楊像〈雲谷等与筆／〉 <small>てんゆうしょうこう</small> 寛永十六年五月天祐紹杲の賛がある</p> <p>【員数】 1幅</p> <p>【所有者】 山陽小野田市の個人（山口県立美術館寄託）</p> <p>【概要】 室町時代の画僧・雪舟の肖像画で、寛永16年（1639）5月、大徳寺169世の<small>てんゆうしょうこう</small>天祐紹杲（1586～1666）の賛があり、「雪舟から数えて5世の<small>うんこくとうよ</small>雲谷等与が雪舟71歳の自画像を模写し、天祐に賛を請うた」ことが明記される。 前後の状況から、等与（1612～1668）が父の等益から雲谷本家の家督を相続する記念として描いたものとみなされ、雪舟末流として江戸時代を通じ独特の存在感を示し続けた雲谷派にとって雪舟像が特別なものであったことを明示する資料として価値が高い（江戸時代・寛永16年）。</p>				

報道関係各位	発信年月日	令和4年11月17日	送付枚数 (本紙含む)	3/3枚
担当部課名	担当課長名	担当者職氏名	連絡先電話番号	
教育委員会 社会教育課	船林 康則	文化財係長 安藤 知恵	(0836) 82-1203	
件名	市内在住の個人所有「絹本著色雪舟等楊像」が国の重要文化財（絵画）に指定へ（国文化審議会の答申）			

内 容

2. 写真



絹本著色雪舟等楊像